

みんな活

vol.2
2026.09

みんなの市民活動を応援する情報紙

堺市市民活動
コーナーNEWS



講座
①

次世代につなぐ！

市民活動の促進や団体支援につながるセミナー

事業承継・世代交代実践講座

参加
無料

「代表が長年変わらず、この先が不安」「若い世代へどう引き継げばよいかわからない」そんな悩みを抱えるNPO法人・市民活動団体等を対象に、事業承継・世代交代について学ぶ講座を開催します。団体の思いや活動を次世代へ無理なくつなぐための考え方と、具体的な進め方のヒントを学びます。

講師

吉田 忠彦さん
(大阪経済法科大学
経営学部 教授)



日時 2026年 **11月9日**(月) 14:00～16:00

会場 大阪いずみ市民生活協同組合堺東本部1階
「とまとちゃんホール」(堺市堺区南花田口町2-2-15)

対象 堺市内で活動するNPO法人・市民活動団体等で、
以下に該当する方

- ・団体の将来に不安を感じている方
- ・代表者、役員、事務局担当者
- ・世代交代や担い手育成について学びたい方

定員 30名(原則1団体2名まで)

申込方法 右記の二次元コードからお申し込みください

申込締切
2026年
11月2日(月)



講座
②

資金調達講座

開催
間近

～活動を支える資金づくりで、
団体の基盤を強化しよう～

日時 2026年 **9月7日**(月)
14:00～16:00

会場 大阪いずみ市民生活協同組合
堺東本部1階「とまとちゃんホール」
(堺市堺区南花田口町2-2-15)

募集定員に達した場合、
受付終了となる場合があります。



特定非営利活動法人 カリネ

代表理事 北藤 美香さん

「住まい」にまつわるさまざまな支援

私たちは、高齢の方や障害のある方、生活に困りごとを抱える方など、「住まいを借りたくても借りられない」「住み続けることに困難がある」といった方々を対象に支援しています。支援内容としては、賃貸住宅探しだけでなく、売却・住み替え・退去・相続などがあります。それらの課題に行政や不動産会社、地域の支援者・福祉機関と連携しながら、相談者に寄り添いサポートしています。

不動産業に関わる中で課題を痛感

約7年間行政から居住支援法人指定を受けた不動産会社で、住宅支援業務に携わっていました。その中で、高齢の方や経済的に困窮している方のお家探しやお家の処分問題に奔走してきました。さらには住まいの確保が難しくなるだけで生活が立ち行かなくなる、といった場面に遭遇することも。

私自身、過去に住まいに関する困難を抱えた経験があり、目の前で困っている方の役に立ちたいという思いが強いです。住まい探しの後も見守りや生活相談など、継続的な支援ができる体制づくりにも取り組んでいます。

サポートした方から「人生の再スタートを踏み出せそうです」という手紙をいただいたり、住まい探しをお手伝いした方の、次のステップとなる新しい家探しもサポートできたときは、とても嬉しかったですね。

個別サポートでアウトプット

実は、NPO法人設立時にも申請書類の作成などで、市民活動コーナーでアドバイスを受けていた

堺市を中心にさまざまな「住まい」に関する相談支援を行っている「特定非営利活動法人カリネ」。2025年の設立直後に堺市市民活動コーナーの「個別サポート」を活用されました。代表理事の北藤美香さんに、活動のきっかけや個別サポートの活用について伺いました。

んです。法人設立後も「個別サポート」で支援いただける機会があると聞いてすぐに応募しました。

半年間のサポートで、中小企業診断士の方から客観的な視点で問いかけやアドバイスをいただき、法人設立の目的や今後の事業計画、めざす方向性を改めて明確にすることができました。対話を通じて大切にしている想いやめざす姿を言語化でき、今後の事業展開も自信をもって進められると感じています。

また、現在は補助金を中心に運営していますが、事業を継続していくために、それ以外の収入源の確保が不可欠です。その点についても助言をいただき、新たな挑戦に踏み出そうという気持ちになることができました。

今後の展望

誰もが地域で安心して暮らしていくために「住まい」は大切な基盤です。今後も住まいに関する相談窓口として、多くの方に安心して利用いただける団体をめざしたいです。そのためにも、行政や不動産会社、地域の支援者・福祉機関との連携をさらに深め、「困った時には、カリネに相談しよう」そう思ってもらえる窓口であり続けたいですね。



特定非営利活動法人 カリネ

お問合せ: office.caliner@gmail.com

LINE公式アカウント >>>



CHECK

NPO法人の皆さまへ

貸借対照表の公告、忘れていませんか？

NPO法人は、前事業年度の貸借対照表を作成した後、定款で定めた方法により「遅滞なく公告」しなければなりません(特定非営利活動促進法第28条の2第1項)。

「事業報告書等を所轄庁へ提出したから大丈夫」と思われがちですが、貸借対照表の公告は別の手続きです。公告を怠った場合は、理事等が過料の対象となることがあります(特定非営利活動促進法第80条第7号)。

公告方法は定款で決まっています

貸借対照表は、定款に定めた方法で公告する必要があります。
主な公告方法と掲載・掲示期間の目安は、次のとおりです。

公告方法	掲載・掲示期間の目安
官報※1	1事業年度につき1回
日刊新聞紙	1事業年度につき1回
法人ホームページ(電子公告)※2	約5年間
内閣府NPO法人ポータルサイト(電子公告)※2	約5年間
主たる事務所の掲示場	1年間

※1 定款に「官報」と定めている場合、ホームページ等だけでは公告したことになりません。

※2 電子公告の場合、貸借対照表の作成日から5年が経過した日を含む事業年度の末日まで継続して掲載する必要があります。

例)2026年6月1日に作成した貸借対照表は、2032年3月31日まで掲載が必要です。
(事業年度を4月1日から翌年3月31日としている場合)

POINT



注意したいポイント

- ①内閣府NPO法人ポータルサイトを利用する場合は、法人アカウントを登録し、法人利用申請後、「法人入力情報の公告欄」から貸借対照表を登録する必要があります。通常の法人情報・財務情報への掲載だけでは公告になりません。
- ②公告方法を変更する場合は、社員総会で定款変更を議決し、所轄庁へ定款変更届出書等を提出します。

CHECK!



まず確認しましょう！

- ☐ 定款の「公告の方法」を確認し、その方法で公告できているか点検する
- ☐ 貸借対照表を定款どおりに公告する

お困りの場合はご相談ください

貸借対照表の公告方法や定款変更についてご不明な点がございましたら、堺市市民活動コーナーまでお気軽にご相談ください。



「まるっと サンカク。」

あなたの活動に新しい力を。

堺市社会福祉協議会、大阪公立大学ボランティア・市民活動センター V-station、堺市市民活動コーナーが共同で実施する「Sakai Volunteer Action『まるっと サンカク。』」では、市民活動団体・NPO法人等のみなさまからのプログラム提案を募集しています。

「Sakai Volunteer Action」は、ボランティア参加者が福祉・まちづくり・スポーツ・環境・こども・文化・防災など、幅広い地域活動に参加し、「知る」「考える」「関わる」ことができる事業です。参加者が3日以上継続して活動し、単なるや体験にとどまらず、活動の企画や運営、振り返りにも関わることができるプログラムをご提案ください。新たな担い手との出会いや活動の活性化につながるチャンスです。ぜひこの機会にご提案ください。

募集要項・申込方法などの詳細は公式サイトへ >>>

プログラム提案の流れ

- 1 事務局へプログラムを相談
- 2 専用ウェブサイトで団体登録（アカウント取得）
- 3 専用フォームからプログラムを登録

プログラム提案に関するお問い合わせは、共同事務局（市民活動コーナー）まで。

プログラム提案の締切

9月30日まで

<https://www.sakai-syakyo.net/sakai-sankaku/index.html>

公式サイト



助成金等情報

2027年度 ヤマト福祉財団助成金

実施団体 公益財団法人ヤマト福祉財団

関連URL <https://www.yamato-fukushi.jp/works/subsidy.html>

内容・対象 (1)障がい者給料増額支援助成金:障がい者の給料増額に努力し取り組む事業所・施設に対し、さらに多くの給料を支払うための事業の資金として助成/就労継続支援A型・B型事業所、生活介護事業所、地域活動支援センター(活動・給料支給実績等の要件あり)
(2)障がい者福祉助成金:障がいのある方の幸せにつながる事業・活動に対して助成。福祉事業所に限らずボランティア団体、サークル等、幅広く団体の活動を支援/2025年4月から1年以上の活動実績がある事業所・施設・団体(個人の活動は対象外)他

募集締切 2026年11月30日18時 ※応募は2026年10月1日からです。

助成限度額 (1)50万円~500万円 (2)1件あたり上限100万円



2027年度 県域安全事業助成

実施団体 公益財団法人日工組社会安全研究財団

関連URL <https://www.syaanken.or.jp/?p=14620>

内容・対象 大阪府内の複数市町村にわたって行う防犯・安全安心、児童虐待防止、少年の犯罪被害・非行防止、女性・犯罪被害者支援等の事業/NPO法人、一般・公益法人、任意団体等(過去3年以内の活動実績等の要件あり)

募集締切 2026年10月31日必着

助成限度額 1件あたり上限80万円



堺市市民活動コーナー

☎ 590-0078 堺市堺区南瓦町2番1号

☎ 072-228-8348 ☎ 072-228-8352

✉ sakai-npo@fancy.ocn.ne.jp

相談に応じて、会計、労務、事業計画等の各分野における専門家(行政書士・会計士等)相談も随時実施しています

市民活動の活性化を図る事を目的として、NPO法人・市民活動団体等に対し相談や情報提供等を行っております。

ホームページ



発行 堺市市民人権局市民生活部生涯学習課
企画編集 認定NPO法人大阪NPOセンター
発行日 令和8年9月1日
利用時間 月・水~土 10:00~17:00
※火・日・祝・年末年始除く